

名古屋市教育委員会定例会

令和3年8月5日

午前10時00分

大会議室

議 事

日程1 請願第2号 請願審査について

日程2 第14号議案 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

日程3 令和4年度使用教科用図書採択について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

小栗 成 男 委 員

船津 静 代 委 員

西淵 茂 男 委 員

鎌田 敏 行 委 員

中谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員11名 ※傍聴者27名

(鈴木教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は多数の傍聴申し込みが見込まれましたため、傍聴人の定員を教育委員会傍聴規則に定める10人から40人に拡大して受け入れておりますのでご理解のほどお願いいたします。

次に、傍聴の方も含め、ここにおられる皆様をお願いいたします。日程第3の「令和4年度使用教科用図書の採択」に関しましては、県の指導によりまして、採択結果は8月31日まで非公開としております。また、採択などに関わる会議録、資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましても、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

ではこれより、日程第1、請願第2号「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上、5分以内で陳述を許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。それでは、請願陳述人の方、前の方へお願いいたします。

それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(鈴木教育長)

以上で、口頭陳述を終了します。陳述人は、席へお戻りください。

それでは事務局からの説明をお願いします。

(木村総務課長)

請願第2号についてご説明させていただきます。請願項目は3点でございます。

1点目は「採択会議の傍聴席は、100席に増やすこと」を求めるものでございます。

本日の教育委員会会議につきましては、傍聴人の定員を教育委員会傍聴規則に定める10人から40人に拡大しております。今後も教育委員会会議において、多数の傍聴が見込まれる場合は、会議運営に支障のない範囲で、事務局説明員の精選や、できるだけ広い会議室を確保するなどの工夫をし、適正な運用を図ってまいります。

2点目は「教科書展示会場での市民意見の賛否等の傾向別内訳数等を公表し、賛否が分かれるものは採択しないこと。また、専門委員会の調査報告書を十分に尊重すること。」を求めるものでございます。

教科書センターにて記入された「御意見・感想記入用紙」は、愛知県教育委員会の管轄であり、情報公開は前提とされていません。よって、名古屋市教育委員会として公開することはできないと考えております。

令和4年度中学校教科用図書社会歴史的分野の採択においては、調査専門委員による「教科用図書調査専門委員調査報告書」、教科書センターで記入された「御意見・感想記入用紙」の内容を十分に尊重して、教育委員会での審議を経て採択される予定でございます。

3点目は「自由社の社会科歴史的分野の新教科書は、侵略戦争を肯定・美化し、日本国憲法を敵視しているなど、問題点が多いので絶対に採択しないこと。」を求めるものでございます。

令和4年度中学校教科用図書社会歴史的分野につきましては、新たに発行されること

になった図書についての調査研究の結果や、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえ、教育委員会での審議を経て採択される予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(小栗委員)

ご意見がありました、オンラインっていうのは可能なんですかね、今後。ウェブで参加されることも可とするっていうのは。ご提案があったんですけど。

(五味澤総務部長)

今ご提案がありました件は、我々今まで、特にそれをとということで検討したということがございません。にわかにはちょっとどうなるかというのは。技術的な問題とかもあろうかと思しますので、研究はして参りたいと思います。

(小栗委員)

そうですね。おっしゃる通りで、ある意味では公平になるということと、ある意味では、情報漏えいに繋がってしまうので、そのセキュリティ等をよっぽどしっかりしておかないと。そういうところも含めて、一度、検討することはいいかなというふうに思いました。

(西淵委員)

ご意見をいろいろ賜りましてありがとうございます。まず私、2番のところが気になるんですけども、これ、県の動きから来ているものというふうに把握しておるんですけども、賛否が分かれるものは採択しないとなっているんですけども、やはりこれ、いろんな考え方があることを我々教育委員がですね、市民の意見等から、よく検討してですね、そういうものを、どういう意見があるかを踏まえた上で、採択をするのは、やはり教育委員会の責任なので、賛否が分かれているものであってもですね、名古屋市の子供たちにとって望ましいというふうに教育委員が考えるものについてはですね、採択しないっていうことはないのではないかなというふうに思うんですね。もちろん、市民の意見のですね、いろんなところで、そういう分かれていること、そのものをですね、教育委員が受けとめて、採択に臨むという形で今までもやってきておりますし、今後も

そういうふうではないかなというふうに私は思っております。そののどこだけちょっと、意見を言わせていただきたいと思っております。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

(船津委員)

西淵委員と同じ意見、感想なんですけれども、まずもって、今回の市民の意見を拝見させていただきましけれども、すごく一生懸命お読みいただいて、すごく関心をお持ちいただいていること、それは子どもの教育であったり、教科書がいかにあるべきかということについて、本当に真摯に、本当にご熱心にお読みいただいていることを感謝申し上げたいと思います。その意見を西淵委員が仰ったとおり、我々がいろいろ勉強させていただく、一つのきっかけとするところの意見かと思しますので、これが賛否がどうだとか、傾向別の内訳を出すためのものに替わっていくのは危険ではないかなと思うので、お一人お一人の意見を私としても勉強させていただくものとして、位置づけさせていただけるとありがたいんじゃないかなと個人的な意見として思いました。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。他にご意見もないようです。請願第2号の取扱いについてでございますが、1項目目及び3項目目につきましては、教科書の採択は、適切で円滑な会議運営のもと、議論をして決定するものでございますので、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

また2項目目における「市民の意見を公表すること」につきましては、教科書センターにて記入されました「御意見・感想記入用紙」は愛知県教育委員会の所管する文書であるということ、名古屋市教育委員会の所管するものではないことから、「不採択」とさせていただき、「賛否が分かれるものは採択しないこと」について、今ご意見もいただいたところです。「専門委員会の調査報告書を十分に尊重すること」これらにつきましては、1項目目及び3項目目同様に、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第2、第14号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村総務課長)

日程第2 第14号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。この規則は、経済的理由により、就学が困難な小・中学生の保護者に対して行う、就学援助について定めたものです。

この規則改正は、現に収入がなく困窮している保護者に対し、より速やかに援助を行うため、就学援助の開始月を変更するものです。

これまで、4月、9月については申請を受理した月から給付を開始、その他の月については申請の翌月から給付を開始していたところ、すべての月において申請を受理した月から給付を開始することとします。

施行期日は、令和3年9月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(船津委員)

ご説明ありがとうございます。少しでも速やかに就学援助がされるっていう取り組みが前に進められたということは、素晴らしい、親御さんにとっても、就学されるお子さんにとっても安心感が高まったと思います。お聞きしたいのは、2番の改正内容の中で、申請を受理した月の1日に本市の小・中学校に在籍していない児童生徒については、申請を受理した月の翌月とあるのですが、まだ名古屋市に入っていない、在籍していない児童・生徒の方はいつから申請ができるのか。例えば2ヶ月前でも翌日になのか、受理というのは、名古屋に入られた月が受理なのか、これが前提として前月みたいな感じかなと思ったのですが、その前の月とか、いつから申請ができるのか確認したかったのですが。

(東海林学事課長)

申請の受理そのものは、実際にその学校に在籍をされてから申請をされるということに

なりますので、在籍をされてから以降の、申請をしていただいて受理をするということになろうかと思えます。

(船津委員)

はい。ありがとうございます。1日にいなくてもその月の間に、学校に在籍するという前提で、申請をして、そして受理されるっていうことですね。

(東海林学事課長)

1日に在籍をしていないと、ここに書かせていただいている通りですね、受理した月の翌月からの認定にはなりません。申請自体が、1日より遅れても、その月のうちにご申請いただいて、1日の段階でお見えになれば、当月から、対象とします。

(船津委員)

その月に、名古屋市の学校に在籍するという方が申請できるということですね。転校だったりとかで、その前のところから名古屋市に入るんだったら申請したいというのは、それは申請もできないし、受理できないということでしょうか。

(東海林学事課長)

ご指摘の通りでございます。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので日程第2、第14号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。それでは、次の議事に移りますので、職員の入替えをお願いいたします。

(鈴木教育長)

次に、日程第3、「令和4年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。まず、令和4年度に使用する「高等学校用」、「小学校用」、「特別支援学校・学級

用」、「社会（歴史的分野）を除く中学校用」図書の採択を行います。

次に、「中学校用社会（歴史的分野）」について、採択審議を行います。

では、はじめに、高等学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明を求めます。

（水野高等学校・幼稚園教育担当主幹）

それでは、高等学校用教科用図書について説明をさせていただきます。まずは、青いファイルをお出しいただきますようお願いいたします。まず、小さいサイズの冊子、「高等学校用教科書目録」を取り出していただきまして、表紙を1枚めくっていただきたいと思います。最初のところに「はしがき」というページがございますけれども、その中の3に記載がされておりますように、第1部、この冊子の第1部には、第1学年で使用する新しい教育課程の教科書が、第2部以降には、第2学年以上で使用する、従来の教育課程の教科書がそれぞれ掲載されている写真になります。

今回、文部科学省に登録されている教科書の数ですが、このページの一番下の段の表にございますように、全教科合わせまして、1003種類、1003種の、1048点となっております。今回、市立高等学校14校からは、総数で454種、461点の教科用図書の採択希望が挙げられております。採択の流れにつきましては、4月の教育委員会ですすでにお示ししております。ここでは、教科用図書採択について、具体的に行った手順について、資料をもとにご説明をいたします。

なお、公平・公正な教科書採択を行うため、教科書の執筆編集に携わった教員は、各学校における研究協議会に関与しないこととしております。

それでは詳細につきまして、担当者よりご説明申し上げます。

（長谷川指導主事）

お手元にご用意いたしました青いファイルをご覧ください。こちらのファイルは、教科用図書の採択の際に用いました資料を集めたものです。順を追って説明させていただきます。なお、今年度も昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染防止のため、例年とは、進め方が異なる部分がございます。教科用図書の採択にあたり、例年ですと、まず教科ごとに、各校から代表者1名を招集し、現在出版されている教科用図書、それぞれの特徴について情報共有、研究協議を行う、「教科研究会」を開催をいたします。しかしながら、本年度はこの会の開催を見合わせました。その代わりといたしまして、昨年度と同様、各校で作成いたしました「研究報告書」を指導室で一旦集約をし、それを全校に配布、それを参考に各学校で教科書研究を進めました。その際に協議用資料として教育委員会が作成したものが、お手元の青いファイルの中の資料1-1となります。

黄色の付箋がついたページをご覧ください。こちらは出版社より、文部科学省に提出されている「編集趣意書」からの情報や、前年度までの教科用図書採択において、出された意見等を統合し、各教科用図書の特色を各教科科目ごとに教育委員会がまとめたものでございます。この資料をもとに、各校において研究協議を行い、より充実した教科用図書採択へとつなげていきます。その後、各学校は教科ごとに十分な協議を経た後、学校全体で「教科用図書研究協議会」を行います。その結果を教育委員会に報告したものが、資料1-2となります。

赤い付箋がついたページをご覧ください。このページには、菊里高校の国語科について、採択を希望する教科用図書が、使用学科、出版社、書名、研究内容の順に記されております。研究内容の欄には、各校において検討を行った際に、その図書を採択希望図書とするに至った理由とも言える特色が記されています。

次に、表の右端にあります、「新継連の別」について説明させていただきます。

一番上の段の現在の国語は「1年新」となっておりますので、昨年度とは異なる教科書の採択を新たに希望していることを表しております。また、上から3段目の現代文Bは「2年継」となっておりますので、前年度採択した教科書と同じ教科書の採択を希望していることを表しております。それに対しまして、上から4段目の現代文Bは「3年連」となっております。これは第2学年の時に購入した教科書を、第3学年も連続して使用することを表しております。

「採択希望教科用図書」について、資料1-2の、「採択希望教科用図書研究報告書」をもとに、学年別一覧表にし、教育委員会に提出されたものが「採択希望教科用図書一覧」、資料1-3となります。

次に青色の付箋がついたページをご覧ください。菊里高校一年生より順に、全校全学科の「採択希望教科用図書一覧」が綴じられております。

最後に、資料1-4に関わりまして、今年度は教科書展示会、これは鶴舞中央図書館で行っておりますが、市民の声としてご意見を12件いただいております。すべてのご意見は青いファイルに掲載して、綴じてありますけれども、特に対応が必要と思われるようなご指摘はございませんでしたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

(水野高等学校・幼稚園教育担当主幹)

以上、資料1-1から資料1-4に関しましてご説明をさせていただきました。これらの資料をもとにご審議をよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

よろしいでしょうか。特にご意見ないようですので、それでは高等学校につきましては、それぞれの学校の特性や生徒の実態に即したものを調査研究いただいております、資料1-1に各校の採択希望の一覧がまとめられております。この一覧にございます通り、各校の希望に合わせて、令和4年度使用教科用図書として採択を決定してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、小学校用教科用図書の採択を行いますので、事務局の説明を求めます。

(藤好指導室長)

はい。それでは、小学校用の教科用図書につきまして説明させていただきます。お手元の、ピンク色のファイルの資料①1ページをご覧ください。「令和4年度使用教科用図書採択基本方針」の1の(1)にありますように、小学校用教科用図書は、採択基本方針として、「小学校用教科用図書は、令和3年度と同一のものを採択する。」とあります。よって、同じく一枚めくったピンク色のファイルの資料②の「令和4年度使用教科用図書一覧(案)」の1、2ページに「令和4年度使用小学校用教科用図書一覧表」を用意しました。なお、文部科学省より送付された「令和4年度使用小学校用教科書目録」には、現在、名古屋市が使用している全てのものが掲載されており、令和4年度の供給に支障はないことを申し添えます。よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、小学校用教科用図書の採択につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

よろしいでしょうか。

特にご意見もないようですので、小学校用教科用図書については、4月定例会で決定した採択基本方針のとおり、今年度使用している発行者のものを引き続き採択するということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、特別支援学校、特別支援学級用の教科用図書の採択を行いますので事務局の説明をお願いします。

(藤好指導室長)

まず、ピンク色のファイルの資料①1ページをご覧ください。「令和4年度使用教科用図書採択基本方針」の1の(3)にありますように、「特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する」となっております。また、1の(4)にありますように、「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」とあります。

続きまして、ピンク色のファイルの資料②、「令和4年度使用教科用図書一覧(案)」

4ページをご覧ください。「令和4年度使用特別支援学校用教科用図書一覧表」でございます。なお、特別支援学校・特別支援学級設置校では、校長を長とする「教科用図書調査研究協議会」を設置し、児童・生徒の特性に応じた適切な教科用図書の調査研究をしてまいりました。その結果は、お手元の黄緑色のファイル「令和4年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書調査研究報告書」として提出され、教育長の机上に、その原本の綴りを置かせていただきました。

各校より出された報告書を集約したものが、先程の「令和4年度使用特別支援学校用教科用図書一覧表」の裏面でございます。特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用として、児童生徒の実態に合わせて採択希望が出されたものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、それでは、令和4年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については、各学校から採択希望が資料として出されておりますので、そのとおり採択するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、中学校用教科用図書 社会（歴史的分野）を除いたものについて、採択を行いますので、事務局の説明を求めます。

(藤好指導室長)

それでは、まずピンク色のファイル資料①1ページをご覧ください。中学校用教科用図書は、採択基本方針1の(2)として、「中学校用教科用図書は、社会（歴史的分野）を除いて、令和3年度と同一のものを採択する。」とあります。よって社会（歴史的分野）以外については、同じくピンク色ファイルの資料2の「令和4年度使用教科用図書一覧（案）」の3ページに「令和4年度使用中学校用教科用図書一覧」を用意しました。なお、文部科学省より送付された「令和4年度使用中学校用教科書目録」には、現在、名古屋市が使用している全てのものが掲載されており、令和4年度の供給に支障はないことを申し添えます。

よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、中学校用教科用図書 社会（歴史的分野）を除いたものについて、ご意見ご質問はありませんか。

(西淵委員)

基本的には今説明があったようでいいかなと思うんですけども、少し教えていただきたいのは、これ採択の時にですね、英語について、小学校からの連続性というのを重視しながら、こういう教科書採択を行ってきたと思いますけれども、前々年度ですね、英語の小学校の教科書を使って、そして、今回新たに今年度、一年生、英語の教科書を従来の形で使っているという形になるんですけども、その接続のところで、なんか使いやすいとか、あるいはもうちょっと、こうした方がいいんじゃないかなという、学校のご意見が出ておったら教えていただきたいんですけども。いかがでしょうか。

(藤好指導室長)

小学校及び中学校の英語の教科書につきましては、いずれも東京書籍のものを使用しております。ニューホライズンズというふうになりますので、当然のことながら教科書自体がですね、その連続性を意識して作られておるものであるとは認識しておりますけれども、特段ですね、学校の方から、このことについてご意見とかですね、そういうことを頂戴しておりません。

(西淵委員)

分かりました。

(鈴木教育長)

それでは他にご意見もないようですので、中学校用教科用図書社会（歴史的分野）を除いたものについては、4月定例会で決定をしました採択基本方針のとおり、今年度使用している発行者のものを引き続き採択するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、中学校用教科用図書社会（歴史的分野）についての採択審議を行います。まず、採択の進め方についてでございます。事務局より採択審議の方法についてご説明した後、教育委員の皆さまにご意見を伺い、採択審議の方法を決定いたします。

次に、中学校用教科用図書社会（歴史的分野）について事務局から説明を聴取した後、質疑や意見交換等を行い、採択という流れで行います。委員の皆さまの意見の一致をもって決定、または、状況に応じて無記名投票によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、採択審議の方法について事務局から説明を求めます。

（藤好指導室長）

それでは、ご説明させていただきます。ピンク色のファイル 資料①の2ページをご覧ください。採択基本方針として、「社会（歴史的分野）の教科用図書を、1種類採択する」とあります。次のページをご覧ください。文部科学省 令和3年3月30日付「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の通知でございます。次のページをご覧くださいまして、1（2）中学校用教科書の採択についての中の、（イ）新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。とあります。（ウ）採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。と記載されております。よって、中学校用教科用図書社会（歴史的分野）につきましては、現在使用している「教科書出版」と、新たに発行をされることとなった「自由社」で採択審議を行う、もしくは「全ての教科書」で採択審議を行うことが可能でございます。説明は以上でございます。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、委員の皆さまからご意見があればお願いいたします。

（西淵委員）

採択の方法について事務局から説明があったわけですがけれども、昨年度のことを思い出していただくとよくお分かりだと思っておりますけれども、この歴史教科書については、非常に長期間を掛けて、しかも採択審議を2日間に渡って行って、慎重に採択をしてきて、現行のものになっております。したがって、指導の継続性から考えて、4年間使うというの

は、そういう方針を立てているのは、現場の指導の継続性ということからするとですね、望ましいということで、4年間、大きな変化が無ければ、同じものを使っていくというふうにしているんだらうと思っています。ただですね、今状況が変わって、文科省の説明にもありますとおり、新たに自由社が検定を通過してきたという、手続き的な経過も確かにあるかと思しますので、全部を採択し直すというような考え方ではなくて、今使っている現行の教育出版の教科書と、自由社の教科書を比較検討する議論を進めていけば十分かと思いますがいかがでしょうか。

(鈴木教育長)

西淵委員から、昨年度の採択の経緯も踏まえて、「教育出版」と「自由社」の2者から採択を審議するのはどうかというご提案がありました。委員の皆さまにお諮りします。

中学校用教科用図書社会（歴史的分野）につきまして、教育出版と自由社の2者から採択審議をするということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。それでは、中学校用教科用図書社会（歴史的分野）について、事務局の説明を求めます。

(藤好指導室長)

中学校用教科用図書社会（歴史的分野）についてです。調査研究については、6月11日から「教科用図書調査専門委員会」により、教科の専門的な立場で調査研究を行いました。また、6月4日から鶴舞中央図書館、名古屋市教育センター、西図書館、中川図書館、港図書館、南図書館の6カ所において、また6月22日からは天白図書館も加えて、それぞれ7月1日まで「教科書展示会」を開催し、市民の方にもご覧いただきました。これらの資料を取りまとめ、皆さまのお手元のピンク色のファイルの資料③に「教科用図書調査専門委員会報告書」を、水色のファイルに「市民の声」の綴りをご用意させていただきました。

その他に、「教科書目録」、「中学校用社会（歴史的分野）教科用図書見本本」、これは教育出版のものと自由社のものをご用意させていただきました。さらに、教育長の机上には、ピンク色のファイルに資料⑩「令和4年度使用中学校教科書編修趣意書」。これは社会（歴史的分野）の教育出版と自由社のものになります、資料⑪愛知県選定審議会が作

成した「選定資料」、資料⑫として「名古屋市立小中学校指導方針」を置かせていただきました。

それでは、ピンク色のファイル資料③「教科用図書調査専門委員会報告書」の1枚目をご覧ください。既に教育委員の皆様には、報告書の内容を事前にご覧いただいているところでございますが、教育出版の7観点に対して、自由社は3観点で特筆すべき点があると報告されております。

次に、資料③の2枚目をご覧ください。こちらは、名古屋市独自の調査項目である3つの事項について、それぞれの教科書がどのように記述しているかを比較研究した結果について報告されておりますのでご覧ください。なお、報告書に書かれている内容についての具体的な例について、自由社の教科用図書に付箋を入れさせていただきましたので、審議の参考にさせていただきたいと思っております。

最後に、水色ファイルの「市民の声」でございますが、市内の教科書センター7カ所で、中学校歴史の教科用図書については155通のご意見をいただきましたことを報告いたします。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

(鈴木教育長)

それでは、中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」の採択に関する審議に入ります。ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(小栗委員)

まず冒頭、西淵さんが仰ったようにですね、昨年、議論をしましたので、その方向で、もちろんそれで進めていくということで。それから私は、今西淵委員が仰ったように教育の連続性とか継続性ということで、教育出版でいいのではないかと考えております。ただ、ちょっと2点申し上げたいことがあるんですが、まず1点目。特に前回、私がこだわった、258ページ、259ページに、パル判事のことがですね、この自由社というのは、他の教科書よりも多く取り上げられておりました。これ、私がこだわったから自由社の方が出してきたのかどうか分かりませんが、まさに私が前回の時に、こだわったことがここまで2ページ大きく取り上げられているということは、ある意味、すごく、びっくりしたということかですね、まずその衝撃を受けました。その後、私も再度ですね、いろんなことを勉強させていただいて、例えばという例で良いか悪いか別にして、映画なんかでも、もう東京裁判のことがいっぱいあったりとか、最近ではネットフリックスで4シリーズにも渡ってですね、長時間、この東京裁判のことが取り上げられていて、特に侵略戦争について、例えば、インドのパル判事、それから、オランダの判事がですね、侵略戦争の法が出来る前に行われている、後であったというようなこととか、いろんな考え方があるということも再

度、よく分かりました。それで一つ提案をさせていただきたいんですが、今回もいろんな意見を出していただいて、私も全部目を通させていただきましたし、前回、しかも今日も入口で、反対だっていう、プラカードを持った方もいらっしゃったので、そういった意見もとても理解できます。一方で、偏った意見ではなくて、いろんな見方があるというふうに思います。ある方達は一方的に、ここに書いてあるようなことを主張したい方もいらっしゃる。一方で、この裁判についてはいろんな論議が分かれて、すでにドイツでも、大学の研究で再度取り上げられているぐらいに、その見方っていうのはいろいろあるという前提から、お子さんに教えていく時に、特にこれからの国際化っていうのは、ダイバーシティ、多様性とか多様な考え方っていうのは私は必要だと思っております。

したがって、一方的にこの教科書を使っていくというよりも、特に皆さんの関心があって、意見が違うようなところは、もし可能であれば教科書を選択し、二つ使う。ただこれは、どうも一つについていうことになってるみたいですので、副本的に、いろんなダイバーシティ的な考え方があるので、一方的に、こういう形の考え方ではなくて、例えば、他の教科書ではこういった考え方もあるということをしちっと情報を伝えること。その上で、子供たちに、自分たちが考えていくような教育をするというようにすることも私は必要ではないかなというふうに思っております。

特にこれから世界で活躍していく子供を名古屋市は作っていくとすると、今度海外の人たちと話した時に、この話題になった時に、多様な考え方をやっぱり持っていることが、僕は、日本人としても必要ではないのかなと。一方的に、例えばこの裁判でこうだった。

いや、実はこういう考え方もあって、こうなって、こういうふうになっているんだというようにやっぱり、世界に向けて、グローバルに向けて、きちっと言えるような教育も必要ではないかなというふうに感じておりましたので、これから国際性、それから、いろんなダイバーシティ的な考え方からして、副本的にも、特に皆さんの関心があったりとか、反対があったようなところっていうのは、考えていただけるようにぜひお願いしたいなというふうに思っております。これが一点目。

それから、もう一つは、先ほどウェブの話があったんですが、前回、ここにいらっしゃるかどうかわからないんですが、教科書の会っていうところから、それこそSNSに上がっていて、特に私の実名が出てました。多分、今から申し上げることは、ここにいらっしゃらなくても、議事録には載るので、名古屋市民の方はご覧いただけるという前提でお話をしたいんですが、一部に趣味的なという言葉が入っていました。もしここにいらっしゃる方があるならば、きちっとお話をしたいんですが、決して趣味的で選んでいるわけではありません。何度も何度も教育委員会に足を運んで、私も勉強して、何が子供たちに一番大事なのかってことを本当に真剣に考えさせていただきました。とても私は残念で、やっぱり心を痛めました。でも、そういう見方をしてる方もいらっしゃるので、それはそれで、

ダイバーシティで、多様化の考え方があるということで、心を痛めながら受けとめておりましたけども。決して我々教育委員、特に私も、鎌田さんの名前も入っていましたが、決していい加減な気持ちで教科書を選んでいるわけではなくて、本当に真剣にみんなで検討して、教科書を選んでいるということだけは、ぜひ理解をしていただいて、できれば今後そのような表現というのは避けていただけるとありがたいなというふうに感じました。以上2点です。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(西淵委員)

先ほど私の基本的な考え方をお話をいたしましたので、そのように私は思っているということなんですけれども、今、小栗委員が言われたようにですね、教科書採択というのは教育委員が主体的に考えて、勉強して、自分の考えで、市民の皆さん、あるいは子供たちの将来にとってですね、良いものを採択するという責任を持ってやっているんですね。ですので、意見とか発言に対してですね、揶揄するとか、いろんなことがあるようなふうではですね、我々もその自由なね、意見交換ができない。だからそういうことは、厳に私は謹んでいただくべきだろうなど。特に採択期間中は、我々も人間ですので、傷ついたり、いろいろな事しますので、そういうことは厳に謹んでいただいて、やはり公平公正な立場で、自分の意見をしっかり言って、賛否が分かれることはあると思います。当然。そういうものの中から、合議的に選んでいくというのが民主的な採択の仕方だと私思いますので、小栗委員が言われたことも参考にして考えていけないといけないというのが一つ。

それからもう一つ、やはり、戦後ですね、歴史を振り返った時に、いろんな戦争がですね、紛争と言ったらいいかもしれませんが、もう世界各所で起こっている。人間というのは戦争するものなのかと思うぐらい、頻繁に起こっている。そういう戦争をですね、今後ですね、どういう主張があろうともですね、お互いに血を流して殺し合うというようなことは人道的な立場だけじゃなくてもですね。利害関係の均衡というのは、おそらくその、法の下にですね、きちんと、担保できるものだと思うんですね。子供たちをですね、絶対に戦争に送ってはいけない、戦争に巻き込ませてはいけないという立場からすると、いずれにしてもダイバーシティ的な考え方が大事だと。だから、戦争に向かっている時は、やはり自国至上主義的な考え方で、自分の主張を通そうとして向かっていくという形が多い。ほとんどそうですね。これはどこのどういう戦争か、どういう風土かということは詳しく議論しないといけないですが。

子供たちにそういうやっぱり多様な考え方があり、その中できちんと資料に基づいて歴

史を学び、そこから感じ得る時は、子供たちの主体的な考え方に任せると。そういう立場の教科書がよろしいのではないかと。そういう意味で我々は議論して、今現行使っている教育出版のものが、今のところ、より望ましいというふうにして、採決をした。そういう、立場からですね、自由社の教科書を見させていただくと、やはり、突入していつているというような記述もありますので、そういうものについてはですね、採択すべきでないというふうに私は考えております。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございます。この教科書選定という、非常に重要なことであろうというふうに思います。特に歴史のことにしましては、西淵委員が言われた、小栗委員が言われたように、直接的な我々の今につながるような重要度があるものだと。特にこの2021年コロナ禍で世界中に大激震が走っている、こういう状況の中で、歴史をどういう風に踏まえるのかっていうのは非常に学校の重要な、責任であろうというふうに思います。その上で、今回ですね、こういうふうに追加的に1社が教科書検定を通ったというのが初めてのケース、取り組みとしても初めてのケースというふうに伺っています。そこを慎重に扱って、そういう可能性も、開くという意味での多様性と言いますか、選択肢ということは可能であろうか、先ほどご説明いただいたように、可能性ということで検討することは必要であろうかというふうに思います。

一方で、公平に見た時に、また憲法の理念、あるいは人道的なグローバル的な視点に立った時にどのような評価ができるのかというのはまた別の仕組みであろうと思います。こちらの市民の声やあるいは我々が専門家から学ぶところですね、様々な意見、意思、判断ができるだろうと思います。先ほど小栗委員から言われたように、このテキストをですね、教材として、学びの過程として使用するというところに非常に賛同するところですけども、それが、ことテキストとなると、これを学ぶ範とするということになると、若干問題があるのではないかとというのが私の率直なところでございます。

ただし、このような民主的な過程で、教科書採択を行っていくこと自体は重要なので、実務に影響しないレベルですが、このような開かれた機会があるということは尊重できるのではないかとというふうに思います。

(鎌田委員)

教科書、これは最終的には教科書がハードであって、先生が教えることがソフト、その

両方が相まって、いい教科ができていくというふうに考えるわけですがけれども、できることであれば、教科書に必要なことがみんな書いてあると、大事なことが書いてあるというのが望ましいというふうには思います。どこの国も自分の教科書、教科書につきましては自国を中心に書いてあるんだらうというふうには思います。ただ日本の場合は、戦争を経験しているわけですから、その戦争に、当事者だった国々がそれぞれ、どう考えてるのかということについても、それは正しく記載していくべきではないかというふうに考えています。

そういう観点からいきましてですね、歴史認識は、国によって違うということもありますけれども、ただ、歴史的事実としてはお互い認識している、合意しているというところがあると思います。そういった意味では、教育出版、こちらは、韓国の1919年の三・一運動にしましても、あるいは1931年9月18日、ちょうど今年の来月が、90周年ですけども、満州事変、これ9月18日とは書いてありませんけれども、それから37年の7月7日とかですね、もうこれは海外ではそうやって教えられているわけですね。そういった意味で、これはそういったことについて、ぜひ先生に、教えていただきたいというふうに思いますし、ただどの教科書もですね、教育出版も自由社も両方ともなんですけども、太平洋戦争といいますか、ハワイの真珠湾を攻撃というのが12月8日と書いてありまして、これはハワイでも、ワシントンでもニューヨークでもみんな、12月7日なんですね。したがって、アメリカ人が認識しているハワイの戦闘というのはですね、12月7日として認識してるわけですので、これがなぜ日本の、国の検定を通してしまうのかというのが理解できない。やはりどうしてもまだ日本中心にしか考えていないということであってですね。これはやはり、ソフトの面で、先生方に、十分フォローをしていただきたいなというふうに思います。今回、昨年出た教科書をすべて入れましてもですね、12月8日、括弧、現地では12月7日と書いてあったのは山川出版社だけでした。ぜひですね、日本全体が、太平洋戦争は12月8日、こういう認識を改めていかなきゃいけない。これは最近新聞でもありましたけれども、自分の祖父が昔、太平洋戦争で、被害を受けたということで、日本人を恨んでいるというのがありましたけれども、やはり世界の中における日本という観点からいきましてもですね、日本人がどう思っているかだけではなくて、ぜひ他の国からどう思われているのかということについても教えていくと、そういうふうな形で、先生方に進めていただければありがたいというふうに思います。

教育出版と自由社を比べますとですね、そこら辺の、歴史的な事実ということにつきましては、私は教育出版が良いというふうに思います。以上です。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

(船津委員)

両方を拝見いたしました。もともとのところは私、西淵委員が仰るとおり、4年間使うということを見越して、昨年あれだけのみなさんで議論を交わして、現場の先生方にすぐく一生懸命報告書を作っていたいただいた上で、私たちの方で教育出版がいいというふうに思い、既に利用されるっていう名古屋市の方向が定められているので、ここでまたそれを上回るものがあるのであれば、それを取り入れるということもあると思うのですけれども、現場の事を考えると、速やかに先生方が日本の歴史、世界の歴史とか、語っていく上で、現行のものを使っていたきたいというのが私の気持ちではあります。今まで委員の方が仰ったこととか、去年の教科書の選定の時もお話ししたと思うのですけれども、それぞれの教科書にはそれぞれの教科書の良さがあって、文科省の検定も通っていて、ある教科書にはあるけれども、ある教科書にはないものとかありますので、1冊の教科書を使うということはとても大事なことで、それを速やかに、子供たちが初めてそういう歴史を学ぶ時に、あちこち振り回されずに一つの教科書を使って、歴史を学ぶという、学び方を学ぶんだと思うので、何か参考資料として、先生のお手元に他の教科書があって、先生方が授業される時に、準備をされると思いますので、その中にそういう視点があるんだということもお考えになった上で、必要であれば、先生方の方で資料をお作りになるか、教育委員会が作られるのか分かりませんが、こういう考え方もあるとか、またはこういうこともあるんだけれどどうだろうとか、論議の材料にされるっていう点では、そういう教科書の使い方をされていけばいいかなと。選定されなかったものについても。

長々お話をしましたけれども、基本のものは教育出版で良いかなと思います。

(鈴木教育長)

それぞれご意見をいただきました。教科書の採択に加えまして、多様な考え方、あるいはグローバルな視点での指導を望むというご意見をいただきました。それぞれの委員からは、教育出版の教科書を推すご意見かと。中谷委員も同様でよろしいでしょうか。

(中谷委員)

はい。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。そういうことで、ご意見としていただいた点をですね、参考にさせていただきます。採択につきましてでございますが、「令和4年度使用中学校用教科用図書社会（歴史的分野）」につきましては、教育出版を採択するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。それではこれもちまして、日程第3、「令和4年度使用教科用図書採択について」を終了いたします。また、傍聴の方を含め、ここにおられる皆様に再度お願いいたします。令和4年度使用教科用図書の採択に関しましては、県の指導により、採択結果は8月31日まで非公開としております。

また採択等に係る会議録資料等につきましても、同様の取り扱いとなりますので、その旨ご理解の上、本日知り得た内容につきましても、ご配慮いただきますようお願いいたします。これで本日予定の案件はすべて終了いたしました。教育委員会定例会を終了いたします。

午前11時4分終了